



新しい介護予防・日常生活支援総合事業のご案内



Ⅰ 介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という）を利用して介護予防に取り組みましょう！

総合事業の目的

団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう、医療や介護予防、生活支援を包括的に提供する町づくりを行うために、平成28年3月から総合事業を実施しています。

総合事業の種類

総合事業には、要支援認定を受けた方や基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と65歳以上のすべての人が利用できる「一般介護予防事業」があります。

①介護予防・生活支援サービス事業

要支援認定者及び事業対象者を対象に、従来予防給付として提供していた全国一律の介護予防訪問介護と介護予防通所介護を町の事業として、実施しています。

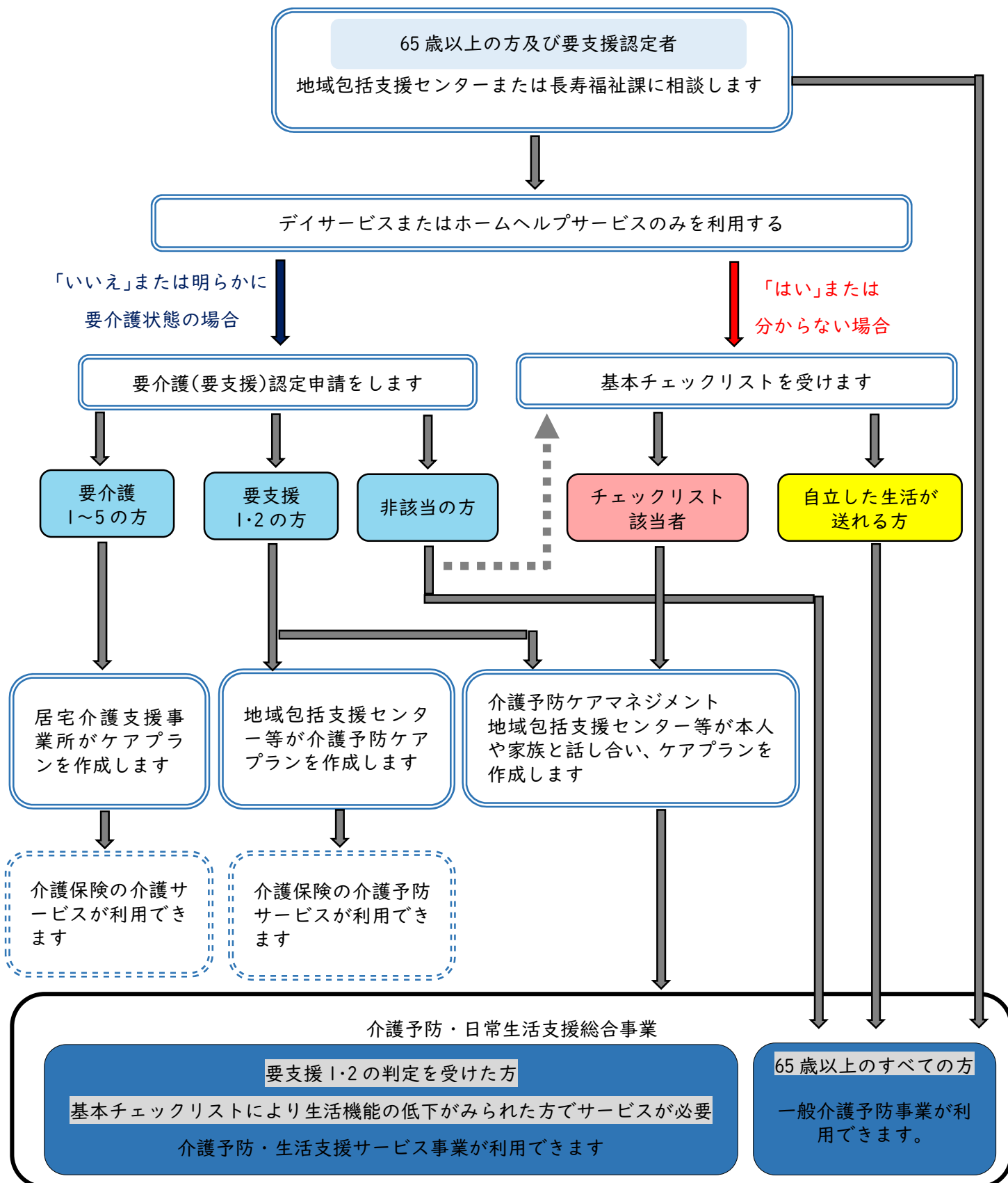
また、地域の特性に応じた住民主体の通いの場など、多様な社会資源を活用しながら、さまざまな支え合う仕組みを整備していきます。

②一般介護予防事業

要介護・要支援状態の有無にかかわらず、65歳以上（第一号被保険者）のすべての高齢者を対象にしています。高齢者自身も事業の担い手として参加し、地域のコミュニティを活性化する役割が期待されています。

2 総合事業では、65歳以上の方は介護保険で認定を受けていなくても、一人一人の生活に合わせたサービスを利用できるようになります。地域で安心して暮らしていくために、総合事業を利用して自立した生活を続けましょう。

利用までの流れ



介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)

介護予防・生活支援サービス事業

《利用料》

原則として費用の1割(一定額以上所有者は2割又は3割)を負担します。

また、要介護状態の区分により1か月あたりの上限額が決められています。

●介護予防ケアマネジメント(ケアマネジメント料の自己負担はありません)

総合事業によるサービスを、適切に受けられるようにするためにケアプランを作成します。

●第1号訪問型サービス(ホームヘルプサービス)

利用者が自力では困難な行為について、ホームヘルパー等がご自宅を訪問し、調理や掃除等の生活援助、ごみ出しや買い物などの生活支援を行います。

●第1号通所型サービス(デイサービス)

日帰りでデイサービス等に通い、食事や入浴等のサービスや生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングやレクリエーション活動を行います。

一般介護予防事業

★介護予防普及啓発事業

「さわやか健康教室」など、介護予防に関する講座や教室などを開催します。

★地域介護予防活動支援事業

住民主体の介護予防活動の育成・支援を行います。

「地域健康教室」を、町内4箇所で開催しているほか、地域健康教室やさわやか健康教室を、町と協同運営するボランティア(健康づくりサポーターなど)の育成を行っています。

★地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリテーション専門職(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)による助言・支援を行っています。

鳩山町地域包括支援センター
(地域包括ケアセンター内)

開設日等

月曜日～金曜日

(年末年始・祝日を除く)

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

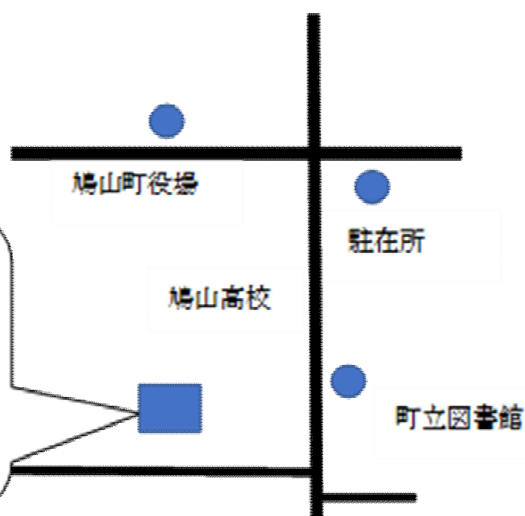
住所 埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘 4-1-4

TEL 049-296-7700

FAX 049-298-0077



はーとんスクエア
鳩山町地域包括ケアセンター
多世代活動交流センター
鳩山松寿園 東館



地域包括支援センターの役割

- ・介護予防に関する情報提供や要支援者及び事業対象者のサービスのケアプランを作成します。
- ・高齢者の生活全般について相談窓口であり、必要なサービスや機関につなげます。
- ・消費者被害防止のほか、成年後見制度の利用支援や高齢者虐待の防止などに取り組みます。
- ・ケアマネジャー、居宅介護支援事業所、福祉施設、医療機関等との連携を進めます。

介護保険、地域福祉・障害者福祉に関すること

長寿福祉課介護保険担当 TEL:049-296-1210(介護保険に関する相談)

長寿福祉課地域福祉・障害福祉担当 TEL:049-296-1241(地域福祉・障害者福祉に関する相談)